



## 6. 業務の背景

ニカラグア国は人口約567万人で、中米6か国で最大の国土面積（約13万平方キロメートル）を有しており、一人当たりのGNIは1,650米ドル（2012、世界銀行）と低所得国に位置付けられる。

同国は内戦終結から23年が経過し、近年の着実な経済成長を実現している一方、経済発展に不可欠な人的・社会資本等はいまだ不十分であり、中南米・カリブ地域においてハイチに次ぐ貧困国となっている。国民の約4割強が未だ貧困層に属し、都市部と農村部の貧困格差も顕著で、経済発展を支える社会資本の拡充が急務である。

我が国は2013年に対ニカラグア国別援助方針を策定し、経済インフラ等社会資本の整備及び国家の基幹産業である農牧・水産業の振興を支援する「経済の活性化に向けた基盤づくり」を重点分野として設定し、同分野の下に「産業振興プログラム」を設定した。また、教育・保健医療の改善に加え、コミュニティレベルでの自治能力強化に資する取組を行う「貧困層・地域における社会開発」を重点分野と整理し、同分野の下に「地域力活性化プログラム」を設定した。

今後、これらのプログラムを戦略的に活用し、戦略的な案件発掘・形成・実施・フォローを行うためには、JICAのこれまでの協力、他の援助機関の協力内容、同国の産業構造やガバナンス状況、及び日本のリソースの活用可能性を分析し、同プログラムの精査を行うことが重要となっている。

係る状況のもと、JICAは2014年1月より「ニカラグア共和国社会経済開発協力に係る情報収集・確認調査」（以下、「調査」という）を実施中であり、既存資料のレビューや現地関係者へのインタビューを通じて、JICAのニカラグアにおけるこれまでの協力、他ドナーの援助状況、ニカラグアにおける産業構造・ガバナンス状況及び日本が保有するリソース等について最新データの収集・分析を行っている。調査全体としては、JICA自ら作業を行っているものの、調査におけるケース・スタディの部分のみ、業務量・専門性の観点より、コンサルタントに担当して頂くこととする。ケース・スタディでは、JICAまたは他ドナーの過去のプロジェクトに関与する様々なレベルの関係者へのインタビュー調査を通じ、主にプロジェクトの成果として残ったもの、インパクト、複数のプロジェクトに共通する教訓等を分析し、有効なアプローチや教訓、支援に係る留意点を抽出する。

JICAは、本ケース・スタディを含む調査全体の結果に基づき、ニカラグアにおける協力をより効果的に展開していくためのプログラム・アプローチ（プログラム構成、それぞれのプログラム戦略方針）（案）を検討していく計画である。

## 7. 業務の内容

上記のとおり、現在JICAにて戦略性を見直中である、対ニカラグア協力プログラムの「産業振興プログラム」及び「地域力活性化プログラム」で扱う分野に関連し、JICA中南米部及びJICAニカラグア事務所が抽出するJICAまたは他ドナーの過去のプロジェクト（近隣国の同分野関連プロジェクトも対象候補とする）についてのケース・スタディを、以下のとおり実施する。ケース・スタディでは、対象プロジェクトに関与する様々なレベルの関係者へのインタビュー調査を通じ、主にプロジェクトの成果として残ったもの、インパクト、複数のプロジェクトに共通する教訓等を分析し、有効なアプローチや教訓、支援に係る留意点を抽出する。尚、ケース・スタディの対象プロジェクトの数は、現地業務日数（40日）内でスタディ可能な数とする。

具体的な業務内容は以下のとおり。

### （1）国内準備期間（2014年4月上旬）

- ①調査関連資料を確認し、調査の方向性及び進捗状況について把握する。
- ②JICAが作成するケース・スタディ実施要領を基に、ケース・スタディのワークプランを作成する。
- ③上記②のワークプランを、JICA中南米部、JICAニカラグア事務所と確認し、かつ本邦有識者委員会におけるコメントを受けて、修正を加える。
- ④③をJICA中南米部に報告・提出する。

### （2）現地派遣期間（2014年4月中旬～2014年5月下旬）

- ①ニカラグアにおける対象プロジェクトに関するケース・スタディを実施する。同プロジェクトサイトでインタビューを行い、現状及びインパクトを調査する。開発ニーズとの整合性、開発効果発現、自立発展性などの視点に基づいた分析を行う。
- ②ニカラグア政府関係者、各セクターの現場のアクター、他ドナー関係者、JICA専門家等へのインタビュー調査等を実施し、上記①に関する確認作業を実施する。
- ③ニカラグアよりホンジュラスへ現地調査に赴き、「西部地域・開発能力強化プロジェクト」について、①と同様の手法でケース・スタディを実施する。
- ④上記①、②、③を踏まえ、今後の協力プログラム策定にあたっての教訓・提言を抽出する。
- ⑤④を盛り込んだ現地調査概要を作成し、JICAニカラグア事務所、JICAホンジュラス事務所、JICA中南米部及び現地有識者委員会にて発表し、コメントを得て、修正を加える。
- ⑥⑤をJICAニカラグア事務所に報告・提出する。

(3) 帰国後整理期間（2014年6月中旬）

- ①現地派遣期間中の業務結果について、JICA中南米部、JICAニカラグア事務所及び本邦有識者委員会に報告し、コメントを得る。
- ②収集資料の整理・分析、収集資料のリストを作成する。
- ③①のコメントを踏まえ、専門家業務完了報告書を作成し、②のリストと併せて監督職員に報告・提出する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（4）専門家業務完了報告書とする。また、（4）だけでなく（1）～（3）についても電子データを併せて提出することとする。

- (1) ワークプラン（和文2部：JICA中南米部、JICAニカラグア事務所）  
記載項目は以下のとおり
  - ①ケース・スタディの手法（案）
  - ②スケジュール
- (2) 現地調査概要（和文2部：JICA中南米部、JICAニカラグア事務所）  
記載項目は以下のとおり。  
ケース・スタディの実施結果（今後の協力を当たっての教訓・提言等）
- (3) 収集資料のリスト（和文2部：JICA中南米部、JICAニカラグア事務所）  
業務実施過程で収集した資料を整理したリスト
- (4) 専門家業務完了報告書（和文2部：JICA中南米部、JICAニカラグア事務所）  
記載項目は以下のとおり。
  - ①業務の具体的内容
  - ②業務の達成状況
  - ③現地調査概要
  - ④その他
 体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃（ニカラグア・ホンジュラス間往復も含む）及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。ご参考までに、成田～アトランタ～ニカラグアは正規割引でそれぞれエコノミー46万円、ビジネス121万円（いずれも航空税等を含まず）程度ですが、季節変動等がありますので再確認のうえ見積書に計上して下さい。また、経路によっても価

格が変動する場合がありますのでご注意ください。

(2) 直接人件費月額単価

- ・直接人件費月額単価については、平成26年度単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20140212.html>

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2014年4月21日～5月30日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICAニカラグア事務所 OR JICA)

イ) 協力企画 (JICAニカラグア事務所 OR JICA)

ウ) 産業振興及び地域力活性化に係るケース・スタディ (コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAニカラグア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

なし

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供 (市外地域への移動を含む。)

エ) 調査補助員及び通訳備上

必要に応じ、JICAニカラグア事務所が、インタビュアー及び通訳を想定したローカルコンサルタントを調査補助員として配置致します。さらに必要がある場合は、同事務所が通訳を備上します。

オ) 現地日程のアレンジ

現地調査期間冒頭の主要関係機関へのアポイントメント及びJICAホンジュラス事務所への便宜供与依頼のみ、JICAニカラグア事務所が必要に応じアレンジします。

※

カ) 執務スペースの提供

なし

※JICAニカラグア事務所によるJICAホンジュラス事務所への便宜供与事項は以下のとおりです。

キ) 空港送迎

なし

ク) 宿舍手配

あり

ケ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供 (市外地域への移動を含む。)

コ) 通訳備上

JICAニカラグア事務所が備上したエ)に、必要に応じホンジュラスへ同行して頂きます。

サ) 現地日程のアレンジ

現地調査期間冒頭の主要関係機関へのアポイントメント及びJICAホンジュラス事務所への便宜供与依頼のみ、JICAニカラグア事務所が必要に応じアレンジします。

※

シ) 執務スペースの提供

なし

#### ④有識者委員会

本調査における本邦有識者委員会は、以下の分野を専門とする委員4名より構成されています。尚、現地有識者委員会につきましては、現在委員の選定中です。

- ア) 総括
- イ) 地域開発/ガバナンス
- ウ) インフラ整備
- エ) 産業開発

#### (2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料をJICA中南米部中米・カリブ課（TEL:03-5226-8515）にて配布します。

- ・2013年7～12月に実施済みの類似調査「グアテマラ共和国社会経済開発協力に係る情報収集・確認調査」の最終報告書、ケース・スタディの事例集冊子
- ※本公示のニカラグアにおけるケース・スタディは、参考資料のグアテマラでの類似調査で行ったケース・スタディと類似した手法で実施することを想定しています。

#### (3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②ニカラグア及びホンジュラス国内での作業においては、JICAの安全管理措置を遵守するとともに、JICAニカラグア事務所、JICAホンジュラス事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。
- ③「地域力活性化プログラム」に係るガバナンス分野に関し、ニカラグア国内では、ケース・スタディ対象プロジェクトとして適当なプロジェクトがないため、ホンジュラス共和国における「西部地域・開発能力強化プロジェクト」を対象プロジェクトと致します。
- ④西語ができればより望ましい。

以上